

業務仕様書

1 業務名

こどもの居場所活性化機能の導入検討業務

2 業務目的

いなべ市では、「いなべ市こども計画」に基づき、雨天時の遊び場や自習室の確保、子育て世代の負担軽減、こどもの将来的な定住等を目的に、木育を中心にさまざまな体験、遊びができる「こども・子育て拠点施設」整備検討や、長期休業中の児童の居場所・体験の実証事業、放課後の学校の活用検討等「こどもの居場所づくり」に関する事業を行っている。

本業務では、市のこども（概ね0～18歳）にとって、さまざまな体験があることで、集いやすく、過ごしやすい場となることを踏まえ、こどもの居場所を活性化させる機能（体験の内容）の導入について検討を行う。

検討結果は、こども・子育て拠点施設で実施する体験や、市におけるこどもの居場所に関する事業の参考とする。

なお、本業務における「体験」は、自身の身体や五感を用いた行動・経験そのものと定義する。

3 業務内容

(1) こどもの居場所活性化機能の導入検討の実施

市のこどもに必要な体験の内容や、持続可能な提供方法・運営体制について、次の（ア）～（カ）のとおり検討すること。

ただし、検討後の分析に有効に活用できる場合、市と協議の上、実施手法・回数等を調整できるものとする。

（ア）市の現状と課題を把握するため、市民ワークショップを実施すること。

（イ）ワークショップ参加者は中学生以上の市民20名程度を想定すること。

（ウ）ワークショップ実施回数は連続する4回程度とし、うち1回以上は市のこども・子育てに関し参加者への情報共有のため、市内でこども向け体験を提供する個人・団体・事業者等を講師とすること。

（エ）参加者は原則すべての回に出席する、と想定すること。

(オ) 検討する「体験」は市内で実現可能なものとし、地域特有の資源、人材、ノウハウ等を活かせるものであること。

(カ) 参加者に記念品を贈呈すること。ただし、換金性の高いものは不可とする。

(2) 報告提案書の作成

次の(ア)～(ウ)のとおり報告提案書を作成すること。

(ア) 3(1)の実施について報告すること。

(イ) 3(1)の検討結果を分析し、こども・子育て拠点施設整備事業における、体験(ソフト事業)の内容、運営に関して、導入可能な機能を提案すること。

(ウ) 3(1)の検討結果を分析し、こどもの居場所を活性化させる体験に関して、導入可能な機能を提案すること。

(3) その他追加提案

3 業務期間

契約締結の日から令和9年3月19日まで

4 成果品

業務完了時に、下記の成果品を提出する。成果品の体裁等は、協議の上、決定するものとする。

(1) 報告提案書 1部

(2) 打合せ記録簿 1部

(3) その他必要な書類 1式

(4) 上記に関する電子データ 1部

5 業務体制届出書等の提出

受託者は、契約締結後速やかに次に掲げる書類を本市に提出し、承認を受けるものとする。

(1) 業務着手届

(2) 業務計画書

(3) その他業務のために本市が必要とする資料

6 打合せ及び議事録の作成

業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は本市と打ち合わせを行い、業務進捗状況の報告、業務方

針及び疑義事項の確認等を行い、その内容については受託者がその都度議事録を作成し本市に提出する。

7 委託料の請求

契約の履行を確認するために必要な検査に合格した後、委託料の支払いを請求できる。

8 その他

- ・業務の成果品は、すべていなべ市に帰属し、受託者はいなべ市の許可なく成果品及び業務に使用した資料、情報等を第三者に公表、貸与、使用、複写及び漏えいをしてはならない。
- ・この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議して定める。